

2 奈良初枝議員

- 1 コンビニでの公共料金支払と各種証明書のコンビニ交付サービスについて
- 2 地域公共交通の利便性確保について



1 コンビニでの公共料金支払と各種証明書のコンビニ交付サービスについて

公共料金や税金の支払い方法の一つに、コンビニで支払う方法があります。公共料金をコンビニで支払うことのメリットは、手数料がとられないこと。銀行や郵便局のように営業時間が限定されないため、24時間いつでも好きなタイミングで支払いに行けることや店舗が全国に多数展開していることです。

コンビニ決済では特に支払いのタイミングについて気にする必要性がないということがあります。金融機関では取引時間に制限がある上、休日には営業していませんので、支払期限が休日にぶつかっていた場合にどうすることもできません。平日は仕事で忙しいという方にとっては頭の痛い問題です。

コンビニは24時間営業であることがほとんどで、休日にも営業しているので、いつでも自由に支払いを行うことができ、サラリーマンのように休日しか時間が取ることができない方でも気軽に利用することができ、コンビニ決済を支持する方が挙げる理由としても、コンビニならではの利便の良さが大きな割合を示し、忙しい方でも安心してサービスを利用することができます。

また、コンビニやクレジットカードには独自のポイントサービスがありますが、公共料金を現金払いで済ませてしまうとどちらのポイントも獲得できませんが、クレジットカードの場合はポイントを得る方法があり、公共料金の支払いでもポイントがたまります。

さらに、コンビニでのサービスとして各種証明書のコンビニ交付サービスがあります。コンビニ交付は、マイナンバーカードを利用して、住民票の写し、印鑑登録証明書等をコンビニで取得できるサービスです。

コンビニ交付のメリットとしては、利用可能時間が6時30分から23時であり、市区町村窓口の業務時間外や土日・祝日でも証明書を取得することができること。住まいの市区町村に関わらず、最寄りのコンビニで証明書を取得できるなどがあります。さらに、市区町村によっては、窓口より交付手数料が安くなることもあります。

また、住民の利便性向上、窓口業務の負担軽減、証明書交付事務コストの低減になります。本町としてコンビニ交付サービスの利用を考える必要がある。これからどう考え推進していくのか所見を伺います。

1、本町では行政のデジタル化に向け、業務の効率化と住民サービスの向上をどのように進めていくのか。

2、コンビニでの公共料金の支払いのサービスや各種証明書のコンビニ交付サービスを推進する考えはあるか。

【答 弁】

町 長：

1 項めは、行政デジタル化に向けた業務の効率化と住民サービスの向上についてであります。

行政デジタル化に関するこれまでの町の取組としては、今後の方向性を示すため、役場内の有志職員による岩内町役場 I T 検討会を、令和 2 年 8 月に設置し、各種業務に係るデジタル化の現状把握、および今後の方向性についての検討を行い、令和 2 年 1 1 月に岩内町行政デジタル化に係る検討書を取りまとめたところであります。

その後、自治体 D X 推進計画が、令和 2 年 1 2 月に国より示されたことを受け、町としても重点施策と位置づけ、本年 4 月、総務課内に情報化推進担当課長を配置し、取りまとめた検討書も参考としながら、行政デジタル化に向け、関係機関や役場内の各部署との協議検討を取り進めているところであります。

具体的には、自治体 D X 推進計画において重点取組事項とされている、自治体情報システムの標準化・共通化や自治体の行政手続オンライン化など、6 項目を主軸に、行政デジタル化に取り組んでいくものであり、この主軸の 1 つである自治体の A I ・ R P A の利用促進としては、内部業務の効率化を目的とした業務を調査する R P A サービス導入支援業務の実施として、今定例会に補正予算として提案しているところであります。

また、自治体の行政手続オンライン化については、その整備期限が令和 4 年度末とされていることから、政府が運営するマイナンバー制度のポータルサイトであるマイナポータルから、児童手当など子育て関係の手続きや、介護認定などの手続きについて、これまでの担当窓口での手続きに加え、マイナンバーカードを活用した電子申請・オンライン手続が可能となるよう、令和 4 年度中にシステム改修など必要な整備を行っていくこととなります。

いずれにいたしましても、今後、国は、地方行政のデジタル化を推進する各種施策を加速するとともに、計画的かつ実効的に進めていくとしており、自治体 D X 推進計画に沿った、I C T 利活用・行政デジタル化を進めるための、国の補助制度活用など、効果的な整備となるよう注視しながら、業務の効率化及び住民サービス向上に繋がるよう取り組んでまいります。

2 項めは、コンビニ収納やコンビニ交付サービスの考え方についてであります。

自治体 D X 推進計画に掲げる取り組むべき事項の 1 つとして、デジタル技術を活用したサービスの高度化など、地域社会のデジタル化があげられており、住民の利便性向上の観点から、公金収納方法の多様化の手法として、町内金融機関や役場窓口のほか、コンビニエンスストアで納付できるコンビニ収納を導入する自治体は、昨年 7 月 1 日現在で、道内では 5 9 市町村、後志管内では 6 町村となっております。

また、マイナンバーカードで本人確認を行うことで、コンビニ設置の端末機器から住民票などを取得できるコンビニ交付を導入する自治体も増えてきております。

当町においては、町内のコンビニ数は 1 1 箇所と、同規模の自治体と比較しても非常に多くあることから、これらの導入については、その有用性は非常に高いものと考えられますが、その一方で、導入における、新規機器の構築や既存システム改修など、多額のコストが必要になるのも事実であります。

こうしたことから、全ての導入については、現時点では難しいものと考えておりますが、これらについては、IT検討会の中でも、その有用性の検討がなされているなど関心も高いことから、若年層からの要望が高いコンビニ収納について、具体的な検討に着手できるよう取り進めてまいります。

2 地域公共交通の利便性確保について

ノッタラインは、平成28年10月に住民ニーズに合った交通サービスの提供と新地域公共交通の利用拡大を行うことで、まちづくりや地域活性化、さらには安全、安心な暮らしにつながる持続可能な地域公共交通の実現を目指すものとして運行しました。

令和3年度町政執行方針には、ノッタラインにつきましては、効率的な運行を図りつつ、地域住民の利便性や交通弱者の外出機会が確保されるよう、持続可能な運行に努めてまいります。円山地域乗合タクシーにつきましては、コロナ禍の影響により実証データが十分に得られていないことから、本年度末まで実証運行を延長いたします。また、運転免許証の自主返納者に対し、町内循環交通の共通利用券の交付を検討し、新規利用者の開拓及び利用促進を図ってまいります。乗合バス路線の維持につきましては、後志地域生活交通確保対策協議会においてバス事業者や関係町村と協議し、路線維持・確保に必要な支援を検討してまいりますとあります。

運行より5年たち、状況の変化やコロナ禍により乗車人数が少なくなってきています。利用頻度の高い場所に停留所を設置するなど利用促進と利便性についてお伺いいたします。

- 1、団地除却後のみどりヶ丘団地・宮園簡易郵便局停留所は今後どうなるのか。
- 2、老人福祉センター入浴利用の方々は郷土館前の停留所を利用されている方が多いようです。老人福祉センター前の停留所を増設できないものか。
- 3、運転免許証の自主返納者に対し、町内循環交通の共通利用券の交付を3年に延長できないものか。

【答 弁】
町 長：

1 項めは、ノッタラインのみどりヶ丘団地停留所と、宮園簡易郵便局停留所の今後についてであります。

始めに、みどりヶ丘団地停留所ではありますが、停留所がある町内会より、現在設置している町道岩内川第二東通りから、一路線東側の町道岩内川第一東通りの住宅地付近に、停留所移設の要望をいただいております、要望に添った場所への設置と停留所名の変更について、運行事業者等と協議を進めている段階であります。

次に、宮園簡易郵便局停留所ではありますが、宮園簡易郵便局につきましては、令和3年4月より一時閉鎖中であり、現在、新たな簡易郵便局の担い手を募集中と伺っております。

そのため、現状においては、簡易郵便局利用者の乗降は想定されないものの、停留所付近に居住する地域住民の利用もあることから、今後におきましては、停留所がある町内会などとも相談しながら、停留所の位置等について検討を進めてまいります。

なお、両停留所の位置及び、停留所名の変更につきましては、来年1月に開催予定の岩内町地域公共交通活性化協議会において協議がなされ、協議が整い次第、運行事業者であるニセコバス株式会社において、岩内警察署による現地の安全確認や、北海道運輸局への認可申請等を速やかに取り進め、適切に対応してまいります。

2 項めは、老人福祉センター前の停留所増設についてであります。

老人福祉センター前への停留所の設置につきましては、これまでもご意見をいただいているところでありますが、郷土館停留所からの距離が徒歩3分圏内であることや、週2回の老人移送サービスが提供されていること、老人福祉センター正面玄関前への停留所設置を仮定した場合、国道229号線に戻り西循環に向かうには、路線延長が生じることとなります。

また、郷土館停留所が廃止となることにより、大和・御崎地区の海側に居住する住民にとって停留所がさらに遠くなってしまうなどの課題もあることから、郷土館停留所の移設や、老人福祉センター前の停留所増設についての具体的な検討には、現時点において至っていない状況であります。

しかしながら、持続可能な地域公共交通を前提とした利用促進と利便性に繋がる停留所の位置等については、常に地域事情の変化や、周辺施設の特徴なども踏まえた中で、調査研究の取組を継続することが重要でありますので、老人福祉センター前の停留所増設につきましても、その設置の必要性について検討し、岩内町地域公共交通活性化協議会等において、議論してまいります。

3 項めは、運転免許証自主返納者に対する、無料乗車券及び回数券の有効期間の3年間延長についてであります。

運転免許証自主返納支援事業につきましては、高齢運転者等の交通事故防止と外出支援、町内循環交通の新規利用者開拓と利用促進を目的に、本年4月1日以降に運転免許証を自主返納した方に対し、ノッタライン及び、円山地域乗合タクシーの共通無料乗車券若しくは、共通無料回数券を交付するものであります。

乗車券及び回数券の有効期間の設定につきましては、通常どおりの運賃を負担する利用者との公平性や、運賃収入減収分を町が負担する補填額、他の自治

体の事例などを、総合的に勘案するとともに、有効期間が終了した後も、有償による継続利用という形で、町内循環交通のご支援をいただきたいとの趣旨から、1年間という有効期間を設定したものであり、有効期間の延長は考えていないところであります。

しかしながら、高齢者運転の問題の顕在化を背景とした運転免許証返納の進展により、自家用自動車を運転できない高齢者等にとって、町内における移動手段の確保が、ますます重要な課題であると認識しており、また、町内循環交通は、町民の皆様の日常生活を支える上で欠かせないインフラであることから、岩内町地域公共交通活性化協議会等において、地域が一体となり、様々な関係者との議論の下、持続可能な地域公共交通の実現に向けて取り組んでまいります。